

京都府立医科大学附属病院

地域医療ネットワーク

要領

京都府立医科大学附属病院 地域医療ネットワーク登録医療機関（以下「甲」という。）と京都府立医科大学附属病院（以下「乙」という。）は、互いが有する医療機能を活用し、医療連携を円滑に行うことにより、最も適切な医療を患者に提供するための医療連携を図ることを目的として運営する。

（連携）

第1条 上記目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項について実施するものとする。

- 1) 甲及び乙は、医療連携を行うものとする。
- 2) 原則として乙は、甲の求めに応じて、登録医療機関からの急ぎの患者を積極的に受入れる。
- 3) 乙は、「京都府立医科大学附属病院 地域医療ネットワーク登録証」を発行し、甲は自己の医療機関施設内に当該登録証を掲示することができるものとする。ただし、本登録取り下げ後は速やかに乙に返還するものとする。
- 4) 甲及び乙は、互いのホームページ及び各種案内に「京都府立医科大学附属病院 地域医療ネットワーク」に登録していることを表示できるものとする。

（登録有効期限）

第2条 登録有効期限は、本登録証の受取日から同年度の年度末までとする。ただし、甲及び乙のいずれかから登録取り下げの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1ヶ年延長するものとし、以降の更新についても同様とする。

（登録内容変更）

第3条 甲は名称及び所在地等の変更が生じた場合は乙に通知する。

(登録の取消し)

第4条 甲が本ネットワークの趣旨に反する行為を行った場合は、乙は甲の登録を取り消すものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本登録で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏えいしないものとする。

(附則)

1. 本要領は、平成28年9月6日より実施する。
2. 本要領の変更は、京都府立医科大学附属病院 患者サポートセンターで協議し変更する。